



今後の特別支援教育の発展に向けて

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

会長 喜多 好一



昨年度に引き続き第38代会長を拝命いたしました 江東区立豊洲北小学校 統括校長 喜多好一 でございます。本協会は今年度で創立60年目の節目の年を迎えます。会長として、改めて諸先輩方が築かれてきた歴史を引き継ぐ責任の重さを痛感しています。

さて、6月2日(木)令和4年度の全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会の定期総会を、日本青年館ホテルで開催いたしました。今回は、御来賓の御臨席も含め、全国副会長会を実施し、実に3年ぶりの対面開催となりました。研究・研修協議会では、文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課課長 山田 泰造様から行政説明をいただきました。

昨年度末、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の実現を図ることを目指し新設された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等を検討する会議」から報告がありました。私は、その会議に参加させていただく中で、全国副会長であるブロック長の校長先生方を通じて、会員の皆様からの声を届ける機会を得ました。皆様の御尽力により、検討会の報告書に、本協会からの提言を数多く反映していただきました。その中でも、様々なメディアでも取り上げられていますが、全ての教員が特別支援学級・通級指導教室担任を経験する人事制度の導入についての提言があります。報告には、「全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事の措置を講ずるよう努めること。」とあります。

特別支援学級を経験した教師は、児童生徒の成長の喜びを感じるとともに特別支援教育の視点や知識、技能を得ることで、以後、専門性の高い教員としての配置につながります。一方、特別支援学級担任の経験は、通常の学級担任となった時や戻った時に必ずその力が生かせるという循環が生まれます。全ての教員のキャリア形成において、特別支援教育の経験を積むことはとても意義があるとの会員の皆様からの声を届けた結果です。

しかしながら、これらを学校現場で確実に実行し、教師の学びを支えていく体制を整えなければ絵に描いた餅となってしまいます。そうならないよう報告には、全ての学校の管理職には、特別支援教育を学校経営の柱の一つとして据えること、そして、自らの専門性を高めるとともに、特別支援教育をリードしていかなければならないと記されています。私たち設置校長には、今以上に、これらの方向性を踏まえ、強いリーダーシップの下、人材育成に係るマネジメントをしていくことが求められていると感じました。

このような中、定期総会要項にお示した本協会からの提言を目指すとともに、今回の報告の内容を一つ一つ着実に実施していくことが必要になりますので、好事例を集めて共有すると同時に、課題が生じれば改善策を提示し、円滑な実施を目指していきたいと考えています。

本協会の活動は、コロナ禍の収束が見えないところではありますが、全国副会長会は、全国副会長の皆様とのパイプを強くするため、対面形式での実施をまいります。8月の第59回研究協議会千葉大会と1月に奈良県で行われる第3回全国理事研修・研究協議会は、主としてオンライン開催を予定します。また、今年度も全国の特別支援教育に関わる喫緊の課題を実態把握・検証するための全国調査を実施してまいりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

今後も、関係諸機関との連携を密にし、会員の皆様が自校の特別支援教育の推進と合わせて、各地区の特別支援教育を力強くリードしていけるよう、特別支援教育全体の発展を図ってまいります。

令和4年度 定期総会及び第1回全国理事研究・研修協議会 報告

【日時】 令和4年6月2日(木) 【会場】 日本青年館ホテル(東京都新宿区)

◇本協会の令和4年度定期総会及び第1回全国理事研究・研修協議会は昨年度オンラインのみでしたが、今年度は対面形式とし、オンラインでも参加できるハイブリッド体制で開催いたしました。定期総会に併せて開催した全国副会長研修会におきましても、全国各地区の副会長に御参加いただき、有意義な情報交換が行われました。

◇定期総会で御審議いただく予定であった議案につきましては、メールを活用し、事前審議により全国理事の皆様の御承認をいただきました。

◇全国理事研究・研修協議会におきましては、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 山田 泰造 様から行政説明をいただきました。また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育調査官 加藤 典子 様、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事 梅澤 敦 様、同研究所情報・支援部総括研究員 滑川 典宏 様、同じく主任研究員 小澤 至賢 様には、理事研究・研修協議会及び全国副会長研修会におきまして、様々な御指導、御助言をいただきました。

◇全国ブロック会は、同会場を拠点として全国8ブロックごとにオンラインで開催しました。諸連絡及び協議を行うとともに、各都道府県の特別支援教育の推進状況や課題等について情報交換や意見交換を行いました。



文部科学省による行政説明「特別支援教育の充実について」(概要)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 山田 泰造 様

1 特別支援教育の現状について

(1) 特別支援学校等の児童生徒数の増加

○平成23年度(10年前)と令和3年度の比較 特別支援教育を受ける児童生徒の割合は、2.3%から5.6%と約1.9倍となっている。

(2) 高等学校における「通級による指導」の実施状況

○「通級による指導」が必要と判断した生徒(2,485人)のうち、実際に「通級による指導」を受けた生徒は1,006人。「通級による指導」が受けられなかった理由は「学校の指導体制が整わなかった。」という回答(1,085人)が多かった。



(3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査について

○これまでの調査 ・平成14年調査(全国5地域の公立小・中学校) 6.3%(注)
・平成24年調査(岩手・宮城・福島を除く全国) 6.5%(注)

○今回の調査 ・公立小・中・高等学校を対象に学校を無作為抽出(各600校を予定)
・令和4年1月から2月に調査を実施。令和4年度に集計、有識者会議を開催し、翌冬頃に公表予定

(注) 担当教員等がチェック項目に記入した回答に基づくものであり、医師による診断によるものではない。

2 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

○特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

・特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常の学級よりも高い。

小学校学級担任 11.49% ⇒ 特別支援学級の場合 23.69%

中学校学級担任 9.27% ⇒ 特別支援学級の場合 23.95%

○校長の特別支援教育に関わる教職経験（令和３年度・全特協の調査から）

- ・小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験のない校長は、小学校で70.6％、中学校で75.4％。

(2) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

○特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

- ・「養成段階」「採用段階から10年目」「10年目以降」「管理職段階」のステージごとに方策を講じると共に、研修（校内外）による専門性向上を図る。

○教師の専門性向上のための具体的方向性

- ・全ての教師『任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。』
- ・特別支援学級、通級による支援を担当する教師『教育委員会は、（中略）特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮すること。』

○各関係者に求められる具体的方向性

- ・教育委員会『任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験（中略）を含めて総合的に考慮すること。』
- ・大学『5つの障害領域を計画的に取得できるような取り組みを推進することが望ましい。』
『特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めるなど、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。』

3 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（令和４年４月27日通知）

(1) 特別支援学級又は通級による指導のいずれかにおいて教育を行うべきかの判断

○通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えない。

(2) 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

○特別支援学級に在籍する児童生徒が必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切である。

○特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

(3) 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

○特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべき。

(4) 通級による指導の更なる活用

○児童生徒が在籍する小・中学校で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましい。

4 障害者権利条約に関して（これまでの動きと今後のスケジュール）

2007年	日本が条約に署名	⇒	これ以降各国内法が整備
2014年	障害者権利条約に批准	2016年	第1回政府報告
2021年	初回の日本政府に関する質問事項への回答案作成		
2022年	4月	障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ	
2022年	8月～9月	障害者権利委員会に提出	
	8月～9月	対面審査（ジュネーブにて）等	

令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 全国調査

1 目的

全国の特別支援学級・通級指導教室設置学校の課題を把握するとともに、今後の特別支援教育の推進や充実、国への提言等を検討するための基礎データとする。

今年度は、特別支援学級・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について状況を把握する。併せて、自立活動の指導と関連を図った各教科等の指導の実施状況及び交流及び共同学習における教育的ニーズ等の共有状況について調査を実施する。

2 調査対象

各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導教室を設置する小・中・義務教育学校の校長（全特協の各地区理事を通して、約10%を抽出する。なお、通級指導教室がある場合は、必ず1校以上含める。）

3 調査期間 令和4年8月15日(月)～令和4年9月2日(金)

4 調査内容

- (1) 基本調査
- (2) 特別支援学級・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について
- (3) 自立活動の指導と関連を図った各教科等の指導の実施状況及び交流及び共同学習における教育的ニーズ等の共有状況
- (4) その他

5 調査方法

- (1) 全特協のホームページ(<http://zentokukyo.xsrv.jp/>)を開く。
- (2) 「令和4年度全国調査」を開き、各質問に対して該当箇所をクリックする。
- (3) 最後に「回答する」ボタンを押し回答を終了させる。

6 報告書の作成・配付

- ・調査結果は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の協力の下、分析を行う。
- ・調査報告書を配布するとともに、全特協のホームページに掲載(令和5年2月以降の予定)する。

7 その他

各学校に対し、各都道府県の理事や各地区の責任者(理事)を通して、調査の依頼がありますので、調査への御協力をお願いします。

【問合せ先】 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 調査部長 大湊 由紀子
東京都江東区立亀高小学校 電 話 03-3640-5324
ファクシミリ 03-5690-4031
E-mail y-ominato@koto-edu.jp

<御連絡>

令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

◇第59回 全国研究協議会 千葉大会

【研究主題】 『共生社会の形成に向けて、一人一人の教育的ニーズに応え、
豊かに生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進と充実』
【日 時】 令和4年8月4日(木) オンラインライブ配信開催(研究協議は誌上開催)
詳しくは全特協 HP の最終案内をご覧ください

◆第37回 関東甲信越地区研究協議会群馬大会

【日 時】 令和4年11月18日(金) オンライン及び動画配信

○第3回 全国理事研究・研修協議会 (奈良県)

【日 時】 令和5年1月27日(金)

【会 場】 奈良春日野国際フォーラム 薔 ～I・R A・K A～